

一般社団法人日本補償コンサルタント協会北陸支部長 様

新潟県土木部監理課長

新型コロナウイルス感染症に係る積極的疫学調査等（濃厚接触者の対応等）について（通知）

平素より本県の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本県では、新型コロナウイルス感染症患者の急激な増加に伴い、真に医療が必要な方を速やかに医療につなげるため、当面の間、保健所の対応を重点化することといたしましたので、御理解いただくとともに、事業所において感染が発生した場合の濃厚接触者に関する対応等について、下記のとおりご協力くださるようお願いいたします。また、関係事業所等への周知につきましてもご協力をお願い致します。

#### 記

### 1 保健所対応の重点化の内容（太字・下線が従来の対応と異なる点です。）

- 検査陽性者の健康状態を確認
- 検査陽性者の「同居家族」等に対して、濃厚接触者として検査を実施
- 上記以外の濃厚接触者・接触者に対しては、保健所から連絡や検査を実施しません。  
（但し、発熱などの体調変化があった場合には、濃厚接触者・接触者ご本人から、かかりつけ医、受診・相談センター、保健所のいずれかにご連絡いただくことで、速やかに受診・検査を調整。また、感染拡大した場合にリスクが高い施設（医療機関、高齢者施設、障がい福祉施設）については、従前どおり積極的疫学調査を実施します。  
※詳細は別紙「県内の新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について①②」を参照ください。

### 2 上記重点化に伴う事業所等の対応（依頼事項）

＜対象となる事業所等：医療機関・高齢者施設や障がい福祉施設以外の企業、学校等＞

- 濃厚接触者のリストの作成及び10日間の濃厚接触者（自宅待機者）の管理
  - 濃厚接触者に対しては「自宅待機期間中に体調の変化があった場合は、かかりつけ医、新潟県新型コロナ受診・相談センター、保健所へ受診、検査の相談をすること」を周知
- ※詳細は別紙「「新型コロナウイルス感染症」陽性者が確認された事業所の方へのお願い」を参照ください（濃厚接触者の範囲、リストの作成等）

同様の内容を県ホームページ上「新型コロナウイルスの感染者が確認された事業者の方へのお願い」でご案内しておりますのでご覧ください。

＜HPアドレス＞

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/noukousessyoku-jigyousya.html>

また、貴事業所が社会機能維持者の事業所に該当する場合は、県ホームページ「新型コロナウイルス感染症濃厚接触者のうち社会機能維持者の範囲の取扱いについて」をご覧ください。

＜HPアドレス＞ <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/0457997.html>

### 3 その他

- (1) 「休業手当」及び「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の申請にあたっては保健所の証明は不要であることから、保健所での証明書発行はいたしませんのでご承知おきください。
- (2) 濃厚接触者の方は、薬局等で実施されているワクチン検査パッケージ等による無料検査所の利用はできませんのでご承知おきください。

担当	新潟県土木部監理課	建設業室	塩浦 (025-280-5839)
		課長補佐	堀川 (025-280-5837)

# 県内の新型コロナ感染拡大に伴う対応について①

- ◆ 検査陽性者の急速な増加に伴って、かつてない人数の濃厚接触者も発生しています
- ◆ 陽性者の大半が軽症・無症状ですが、今後、検査陽性者や濃厚接触者の中から、一定数の中等症・重症の方が発生するおそれがあります
- ◆ それらの**真に医療が必要な方を速やかに医療につなげるため、保健所業務について、全県一斉に以下のとおり対応**します。

## これまでの対応

- 検査陽性者に詳細な聞き取りを行い、濃厚接触者や感染の経路を個々に把握して感染の連鎖を防止

## 現在、県内の検査陽性者は急増、感染経路不明割合も上昇傾向

### 現在の感染状況では・・・

1/17~1/23  
新規陽性者：2,772人  
(第5波ピーク時の3.4倍)  
感染経路不明：33.4%

- 濃厚接触者の特定には時間がかかり、潜伏期間が短いオミクロン株では、保健所が把握した時点で、すでに発症している濃厚接触者が多い
- 調査を徹底しても、感染の連鎖を止めることは困難となっている

## 今後の対応

- 保健所の業務を整理し、真に医療が必要な方を速やかに医療につなげることに重点化（※）

※ 保健所の業務の重点化は、先行して感染が急拡大した広島県、山口県、沖縄県や、関東の1都3県、大阪府などですすでに実施（重点化の内容は都道府県により異なります）

## 具体的な重点化の内容（詳細は次ページ）

- 感染者の健康状態の確認、体調急変時の対応、感染者の同居家族の検査対応等に重点化
- 感染が拡大した場合にリスクが高い施設（医療機関、高齢者施設、障がい福祉施設）の調査、感染対策に重点化

# 県内の新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について②

県内の感染が拡大しているため、保健所の業務について、当面の間、以下のとおり対応します。

**(太字・下線が従来の対応と異なります)**

## ① **保健所対応の重点化について**

- 検査陽性者の健康状態を確認
- 検査陽性者の「同居のご家族」等に対して、濃厚接触者として検査を実施
- **上記以外の濃厚接触者・接触者に対しては、保健所から連絡や検査を実施しません**  
(発熱などの体調変化があった場合には、濃厚接触者・接触者ご本人から、かかりつけ医、受診・相談センター、保健所のいずれかにご連絡いただくことで、速やかに受診・検査を調整)

## ② **検査で陽性になった方に行っていただくこと**

- 保健所からの連絡に対応
  - ・健康状態や発症前行動歴の回答 (行動歴調査対象期間を**発症日前14日から、2日に短縮**)
  - ・自宅待機等の療養方針や外出自粛指示の連絡受取り
- 職場・学校等に陽性となったことを連絡 (未成年者は保護者から)
- **濃厚接触したと考えられる(\*)友人等に連絡 (以下を伝達)**  
\*濃厚接触者の定義をもとに、ご自身で判断
  - ・ご自身が検査陽性となり、濃厚接触者の定義に該当する方に連絡していること
  - ・新潟県ホームページ (「濃厚接触者の定義に該当する方へ」) を確認すること
  - ・10日間自宅待機をすること
  - ・発熱などの体調変化があった場合には、かかりつけ医、受診・相談センター、保健所のいずれかに受診・検査の相談をすること

## ③ **職場・学校等に行っていただくこと**

【医療機関、高齢者施設、障がい福祉施設】

- 原則として保健所が感染状況等の調査・外出自粛を指示
- 自機関・施設の方に対し、健康観察するとともに、体調不良者がいる場合、保健所に連絡

【その他の一般企業・学校】

- **濃厚接触者のリストを作成し、10日間の自宅待機を管理**
- 体調不良者がいる場合、かかりつけ医、受診・相談センター、保健所のいずれかに受診・検査を相談

## (参考) 濃厚接触者について

1. 検査陽性者と、感染の可能性のある期間（※1）に接触し、以下の範囲（※2）に該当する場合は、濃厚接触者としてください。
2. 濃厚接触者の方は、10日間の自宅待機をお願いします。その間に発熱等の体調変化があった場合は、かかりつけ医、受診・相談センター、保健所に、濃厚接触者であることや、発熱等の症状を伝えていただくことで、速やかに受診・検査の調整をいたします。

### **感染の可能性のある期間（※1）**

- ①有症状者の場合：症状が出た日の2日前から療養解除の基準を満たすまで
- ②無症状者の場合：陽性となった検体を採取した日の2日前から療養解除の基準を満たすまで

### **濃厚接触者の範囲（※2） 次のいずれかに該当する場合**

- 患者と同居または長時間の接触があった
- 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、マスクをきちんと着用せず、陽性者と15分以上の接触があった（注1）
- 適切な感染防護（マスク着用など）なしに陽性者を診察、看護もしくは介護をした
- 患者の気道分泌液もしくは体液等に直接接触した可能性が高い

（注1）濃厚接触者の定義は国立感染症研究所感染症疫学センターの「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（3.1.8）」のものです

（参考）濃厚接触の可能性が高い場面の例

- ・近距離で、飲食しながら会話をした
- ・休憩室や更衣室などでマスクをしないで会話をした
- ・喫煙所で、一緒に喫煙をした
- ・近い座席で長時間を過ごした
- ・換気の悪い空間（車内等を含む）で長時間一緒に過ごした

# 「新型コロナウイルス感染症」陽性者が 確認された事業所の方へのお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、貴事業所内で陽性が確認された方との濃厚接触の可能性のある方をリストアップし、10日間の自宅待機等周知に関する御協力をお願いいたします。

## ◆◆所属様へのお願い事項◆◆

- (1) 陽性者と、感染の可能性のある期間（※1）に接触し、以下の範囲（※2）に該当する場合は、濃厚接触者としてリストアップしてください。

必要に応じて別紙1「新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者リスト」をご活用ください。

- (2) 濃厚接触者となった方へ、以下の「濃厚接触者となった方へのお願い事項」のとおり10日間の自宅待機と健康観察の実施、自宅待機期間中に有症状となった場合の対応についてお伝えください。

必要に応じて別紙2「新型コロナウイルス感染症患者濃厚接触者健康観察シート」を濃厚接触者にお渡しいただき、健康観察にご活用ください。

なお、貴事業所が社会機能維持者の事業所に該当する場合は、新潟県ホームページ「新型コロナウイルス感染症濃厚接触者のうち社会機能維持者の範囲の取扱いについて」をご覧ください。

### 感染の可能性のある期間（※1）

- ① 有症状者の場合：症状が出た日の2日前から療養の解除基準を満たすまで
- ② 無症状者の場合：陽性となった検体を採取した日の2日前から療養解除の基準を満たすまで

### 濃厚接触者の範囲（※2） 次のいずれかに該当する場合

- 患者と同居または長時間の接触があった
- 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、マスクをきちんと着用せず、陽性者と15分以上の接触があった（注1）
- 適切な感染防護（マスク着用など）なしに陽性者を診察、看護もしくは介護をした
- 患者の気道分泌液もしくは体液等に直接触れた可能性が高い

（注1）濃厚接触者の定義は国立感染症研究所感染症疫学センターの「新型コロナウイルス感染症患者に帯する接触的疫学調査実施要領（3.1.8）のものです。

### （参考）濃厚接触の可能性が高い場面の例

- ・近距離で、飲食しながら会話をした
- ・休憩室や更衣室などマスクをしないで会話をした。
- ・喫煙所で一緒に喫煙をした
- ・近い座席で長時間を過ごした
- ・換気の悪い空間（車内等を含む）で長時間一緒に過ごした

## ◆◆濃厚接触者となった方へのお願い事項◆◆

濃厚接触者となった方は、陽性者と最後に接触した日の翌日から起算して10日間の自宅待機と健康観察をお願いいたします。

健康観察期間中、発熱等体調不良となった場合は、かかりつけ医に事前連絡の上受診するか、新潟県新型コロナ受診・相談センター（電話：025-256-8275）、保健所へ相談してください。